

山梨県公報

号外第三十号

平成二十二年

三月三十一日

水 曜 日

目 次

人事委員会

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則……………一

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則……………三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則

(人事記録に関する規則の一部改正)

第一条 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一41の項中、「国又は」を「国」、「に」、「機関」を「機関又は特定地方独立行政法人」に改める。

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「医療職給料表(二)の項第三号を削り、同項第四号中「衛生検査技師」を削り、同号を同項第三号とし、同項中第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、同項第九号中「及び歯科技工士」を削り、同号を同項第六号とし、同項第十号を削り、同表医療職給料表(三)の項中第二号を削り、第三号を第一

号とする。

別表第二第二号の表三級の項中「副院長」を削り、同表四級の項中3から5までを削り、6を3とする。

別表第二第三号の表一級の項中「放射線技師」、「衛生検査技師、臨床工学技士」及び「視能訓練士」を削り、「歯科衛生士、歯科技工士又はマッサイジ師」を「又は歯科衛生士」に改め、同表二級の項中「放射線技師」、「衛生検査技師、臨床工学技士」及び「視能訓練士」を削り、「歯科衛生士、歯科技工士又はマッサイジ師」を削り、「又は歯科衛生士」に改め、同表三級の項1中「主任放射線技師」、「主任衛生検査技師、主任臨床工学技士」及び「主任視能訓練士」を削り、「主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任マッサイジ師」を「又は主任歯科衛生士」に改め、同表五級の項1中「副薬剤部長」、「放射線技師長」、「衛生検査技師長、臨床工学技士長」及び「視能訓練士長」を削り、「歯科衛生士長、マッサイジ師長又は科長」を「又は歯科衛生士長」に改め、同項2中「主任放射線技師」、「主任衛生検査技師、主任臨床工学技士」及び「主任視能訓練士」を削り、「主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任マッサイジ師」を「又は主任歯科衛生士」に改め、同表六級の項を次のように改める。

六 級	特に困難な業務を処理する薬剤師長、臨床検査技師長、栄養士長、理学療法士長、作業療法士長、義肢装具士長又は歯科衛生士長の職務
-----	---

別表第二第三号の表七級の項を削る。

別表第二第四号の表三級の項3を削り、同表四級の項を次のように改める。

四 級	困難な業務を行う保健師の職務
-----	----------------

別表第二第四号の表五級の項中1から4までを削り、5を1とし、6を2とし、同表六級の項1中「看護部長」及び「副看護部長」を削り、同項中2を削り、3を2とし、同表七級の項を削る。

別表第三第三号の表診療放射線技師の項、衛生検査技師の項、臨床工学技士の項、

あん摩マツサージ指圧師
はきゆう師の項を削り、同表備考
中「、診療放射線技師」、「衛生検査技師、臨床工学技士」及び「、視能訓練士」
を削り、「、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師
及び柔道整復師」を「及び歯科衛生士」に改める。

別表第三第四号の表中「保健師
助産師」を「保健師
看護師」に改め、同表備考第二項中「及び助
産師」を削る。

別表第七第三号の表診療放射線技師の項、衛生検査技師の項、臨床工学技士の項、
視能訓練士の項、歯科技工士の項及び
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師
柔道整復師の
項を削る。

別表第七第四号の表中「保健師
助産師」を「保健師」に改め、同表備考第三項中「、助産
師」を削り、同表備考第四項中「又は助産師」を削る。

福祉保健 部衛生薬 務課	麻薬取締員	二
--------------------	-------	---

を

福祉保健 部医務課	(4)(3)(2)(1)	結核菌その他 精神病患者の 精神病患者の
福祉保健 部衛生薬 務課	(5)	患者の相談及 麻薬取締員

の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員
作業療法に直接従事する職員
心理検査及び心理療法に直接従事する職員
相談及び援助の業務に常時従事する職員
及び援助の業務に常時従事する職員

一 二

に改め、同表保健所の項を次

のように改める。

保健所 職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする	一
-----------	---------------------------	---

別表第十児童相談所一時保護課の項中

(2)	一時保護児童の教育及び指導に直接従
(3)	一時保護課長

事することを本務とする看護師	二
一	

を「(2) 一時保護課長」に改める。

別表第十あけぼの医療福祉センターの項を次のように改める。

あけぼの 医療福祉 センター	(1) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(交替制により勤務する者に限る。)	五
	(2) 重度肢体不自由児及び肢体不自由児の保育に直接従事することを本務とする保育士(1)に掲げる者以外の者で交替制により勤務する者に限る。)	三・五
	(3) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(1)及び(2)に掲げる者を除く。)	三
	(4) 肢体不自由児の保育及び生活支援に直接従事することを本務とする保育士(1)から(3)までに掲げる者を除く。)	二・五
	(5) 理学療法士、作業療法士及び言語訓練に従事する職員	
	(6) 医師(10)に掲げる者を除く。)	
	(7) 生活支援及び職業指導に直接従事することを本務とする職員	
	(8) 歯科衛生士及び心理判定員	
	(9) 検査科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二

(10) 所長	一(医療職給料表)の三級の者にあつては(二)
(12)(11) 福祉指導幹(1)から(11)までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数

別表第十育精福祉センターの項(5)中「看護師、准看護師及び」を削り、同表中央病院の項及び北病院の項を削る。

別表第十二知事の事務部局の部中央病院の項及び北病院の項を削る。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中、「中央病院」を削る。

第五条第二項の表中央病院の項及び北病院の項を削る。

第十一条第一項中、「中央病院又は北病院」を削り、同条第二項第一号中「次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額」を「六千八百円」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額」を「二千九百円(次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額)」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 深夜勤(午前零時から午前十時までの間に七時間四十五分以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。)で深夜における勤務時間が二時間以上である場合 三千三百円

ロ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円

第十四条第一項中、「中央病院、北病院」を削る。

第二十五条の五及び第二十五条の六を削る。

第三十四条第一項及び第二項中、「保険衛生業務従事手当及び病院業務従事手当」を「及び保健衛生業務従事手当」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号二を次のように改める。

二 あげばの医療福祉センターにおける救急の外来患者、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の当直勤務

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第五条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

あげばの医療福祉センター	総看護師長 副総看護師長
中央病院	管理局长 医療局长 管理局次長 総務課長 医事課長 部長
北病院	総放射線技師長 総検査技師長 薬剤部長 看護部長 副看護部長 総看護師長 副総看護師長

別表知事の事務部局の項中

を「あげばの医療福祉センター」に改める。

附則

この規則は、山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十一年山梨県条例第五十五号)の施行の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県職員との給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員との給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第十二知事の事務部局の部県立大学の項を削る。

(山梨県学校職員との給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員との給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条中、「、条例別表第三教育職給料表(三)」を「及び条例別表第三教育職給料表(三)」に改め、「及び条例別表第四教育職給料表(四)(以下「教育職給料表(四)」という。)」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に改め、同条第一号とし、同条第三号中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(二)」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「教育職給料表(四)」を「教育職給料表(三)」に改め、同条第三号とする。

第十二条第一項第一号イ中「五級」を「三級及び四級」に改め、同条八中「三級及び四級」を「五級」に改め、同条二を削る。

第二十条の二及び第二十条の三中「第二十条の八又は第二十条の九」を「第二十条の六又は第二十条の七」に改める。

第二十条の四第一号中「五級」を「四級」に改め、同条第三号中「四級」を「四級以上」に改め、同条第四号を削る。

第二十条の六及び第二十条の七を削り、第二十条の八を第二十条の六とし、第二十条の九を第二十条の七とし、第二十条の十を第二十条の八とする。

第二十四条第四項中「教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)」を「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)」に、「別表第二」を「別表第一」に、「別表第三」を「別表第二」に、「第一項各号」を「第一項」に改める。

別表第一第一号の表を削る。

別表第一第二号の表中「教育職給料表(二)級別標準職務表」を「教育職給料表(一)級別標準職務表」に改め、同表を別表第一第一号の表とする。

別表第一第三号の表中「教育職給料表(三)級別標準職務表」を「教育職給料表(二)級別標準職務表」に改め、同表を別表第一第二号の表とする。

別表第一第四号の表中「教育職給料表(四)級別標準職務表」を「教育職給料表(三)級別

標準職務表」に改め、同表を別表第一第三号の表とする。

別表第二第一号の表を削る。

別表第二第二号の表中「教育職給料表(二)級別資格基準表」を「教育職給料表(一)級別資格基準表」に改め、同表を別表第二第一号の表とする。

別表第二第三号の表中「教育職給料表(三)級別資格基準表」を「教育職給料表(二)級別資格基準表」に改め、同表を別表第二第二号の表とする。

別表第二第四号の表中「教育職給料表(四)級別資格基準表」を「教育職給料表(三)級別資格基準表」に改め、同表を別表第二第三号の表とする。

別表第三第一号の表を削る。

別表第三第二号の表中「教育職給料表(二)初任給基準表」を「教育職給料表(一)初任給基準表」に改め、同表備考中「教育職給料表(二)級別資格基準表」を「教育職給料表(一)級別資格基準表」に改め、同表を別表第三第一号の表とする。

別表第三第三号の表中「教育職給料表(三)初任給基準表」を「教育職給料表(二)初任給基準表」に改め、同表備考第一項中「教育職給料表(二)級別資格基準表」を「教育職給料表(一)級別資格基準表」に改め、同表備考第二項中「教育職給料表(二)初任給基準表」を「教育職給料表(一)初任給基準表」に改め、同表を別表第三第二号の表とする。

別表第三第四号の表中「教育職給料表(四)初任給基準表」を「教育職給料表(三)初任給基準表」に改め、同表を別表第三第三号の表とする。

別表第四の二の表を削る。

別表第四の二の表中「~~教育職給料表(一)初任給基準表~~」を「~~教育職給料表(一)初任給基準表~~」に改め、同表を別表第四の二の表とする。

別表第四の二の表中「~~教育職給料表(二)初任給基準表~~」を「~~教育職給料表(二)初任給基準表~~」に改め、同表を別表第四の二の表とする。

別表第四の二の表中「~~教育職給料表(三)初任給基準表~~」を「~~教育職給料表(三)初任給基準表~~」に改め、同表を別表第四の二の表とする。

別表第六県立大学の項を削る。

別表第七の表を削る。

別表第七の表中「~~教育職給料表(一)初任給基準表~~」を「~~教育職給料表(一)初任給基準表~~」に改め、同表3級の項中「~~迎洲嶽~~」を「~~迎洲嶽~~」に改め、同表を別表第七の表とする。

別表第七の二知事の事務部局の部県立大学の項を削る。

別表第七の三第一号の表を削る。

別表第七の三第二号の表中「~~山梨縣教育職員給与条例~~」を「~~山梨縣教育職員給与条例~~」に改め、同表を別表第七の三第一号の表とする。

別表第七の三第三号の表中「~~山梨縣教育職員給与条例~~」を「~~山梨縣教育職員給与条例~~」に改め、同表を別表第七の三第二号の表とする。

別表第七の四第一号の表を削る。

別表第七の四第二号の表中「~~山梨縣教育職員給与条例~~」を「~~山梨縣教育職員給与条例~~」に改め、同表を別表第七の四第一号の表とする。

別表第七の四第三号の表中「~~山梨縣教育職員給与条例~~」を「~~山梨縣教育職員給与条例~~」に改め、同表を別表第七の四第二号の表とする。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第二条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号、以下「学校職員給与条例」という。)(第十一条の三第一項第一号)を削り、「研究職給料表及び教育職給料表(一)」を「及び研究職給料表」に改める。

第二条中「及び学校職員給与条例第十一条の三第一項」を削る。

第三条中「及び学校職員給与条例第十一条の三第二項」を削る。

第五条第二項中「学校職員給与条例」を「山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第四条 通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条「又は国家公務員」を「、国家公務員又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員」に改める。(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第五条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(二)」に改め、同項第二号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に改める。

別表第一中「~~山梨縣教育職員給与条例~~」を「~~山梨縣教育職員給与条例~~」に改める。

別表第二中「~~山梨縣教育職員給与条例~~」を「~~山梨縣教育職員給与条例~~」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第六条 山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表口の表第二号区分の項第四号中「以後適用されている」を「から平成二十二年三月三十一日までの間において適用されていた」に、「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、同項第七号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの

別表口の表第二号区分の項第五号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 平成二十二年四月一日以後適用されている山梨県学校職員給与条例(以下「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」という。)の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの

六 平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの

別表口の表第三号区分の項第七号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に、「第二号区分の項第六号」を「第二号区分の項第八号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの
別表口の表第三号区分の項第八号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」に、「第二号区分の項第五号」を「第二号区分の項第七号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加

える。

八 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの)

九 平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの)

別表口の表第四号区分の項第七号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同項第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に、第三号区分の項第十号を「第三号区分の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に、「第二号区分の項第六号」を「第二号区分の項第八号」に、「第三号区分の項第九号」を「第三号区分の項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第三号区分の項第十二号に掲げる者を除く。)

別表口の表第四号区分の項第八号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」に、「第二号区分の項第五号」を「第二号区分の項第七号」に、「第三号区分の項第八号」を「第三号区分の項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第五号及び第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。)

九 平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第六号及び第三号区分の項第九号に掲げる者を除く。)

別表口の表第五号区分の項第七号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同項第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十

二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、「特二級又は」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(のうち人事委員会の定めるもの)

別表口の表第五号区分の項第八号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」に、「三級」を「特二級又は三級」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの

九 平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの

別表口の表第六号区分の項第七号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同項第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に、「第五号区分の項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの(第五号区分の項第十二号に掲げる者を除く。)

別表口の表第六号区分の項第八号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」に、「一級又は二級」を「二級」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であったもの(のうち人事委員会の定めるもの)

九 平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であったもの(うち人事委員会の定めるもの)

別表口の表第七号区分の項第七号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を

「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同項第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」を「平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十一号を「第六号区分の項第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの別表口の表第七号区分の項第八号中「平成十八年四月以後の学校職員給与条例」を「平成二十二年四月以後の学校職員給与条例」に、「一級又は二級」を「二級」に、「第六号区分の項第八号」を「第六号区分の項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 平成二十二年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたもの(第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

九 平成十八年四月以後平成二十二年三月以前の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級又は二級であつたもの(第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。)のうち人事委員会の定めるもの

(公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する規則の一部改正)
第七条 公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。
三十八 公立大学法人山梨県立大学
(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)
第八条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中	「県立大学	教授(大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。)
	消防学校	教頭
	を「消防学校	教頭
	」に改める。	

この規則は、山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成二十二年山梨県条例第九号)の施行の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十二年三月三十一日

山梨県人事委員会
委員長 小澤義彦

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
期未手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中ホをトとし、二の次に次のように加える。
ホ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員(人事委員会の定める者に限る。)

地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員(人事委員会の定める者に限る。)

第四条の二中「次に掲げる」を「山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号)第三十三条第一項及び山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第九号)第二十五条第一項の規定による管理職手当に係る支給区分(第四条の四において「管理職手当に係る支給区分」という。)が一種、二種又は三種の職を占める」に改め、同条各号を削る。
第六条第一項第二号中ホをトとし、二の次に次のように加える。

ホ 地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の役員(人事委員会の定める者に限る。)

別表第一教育職給料表(一)の項を削り、同表教育職給料表(二)の項中「八 教育職給料表(一)」を「七 教育職給料表(一)」に改め、同表教育職給料表(三)の項中「九 教育職給料表(二)」を「八 教育職給料表(二)」に改め、同表教育職給料表(四)の項中「十 教育職給料表(三)」を「九 教育職給料表(三)」に改め、同表公安職給料表の項中「十一」を「十」に改め、同表任期付職員条例第七条第一項の給料表の項中「十二」を「十一」に改め、同表備考第一項中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改める。

附則
この規則は、山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条

例（平成二十二年山梨県条例第九号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条第三号及び第六条第一項第二号の改正規定は、山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十一年山梨県条例第五十五号）の施行の日又は施行日のいずれか遅い日から施行する。